

# 臨時株主総会 招集ご通知

開催 日時 2018年11月27日(火曜日)

午前10時

開催

東京都品川区東品川二丁目3番15号 場所 第一ホテル東京シーフォート 3階

#### 決議事項

第1号議案 当社と株式会社UKCホール ディングスとの吸収合併契約 の承認の件

第2号議案 剰余金の配当の件

## 目 次

臨時株主総会招集	こ"i	鱼知	1.					
株主総会参考書類								

株式会社バイテックホールディングス 証券コード:9957

#### グループ経営理念

当社グループは、「デバイスビジネス」と「環境エネルギービジネス」を通じて、豊かな 生活と地球にやさしい未来を創造する。

#### グループ行動規範

法令・定款・規程・企業倫理を順守した行動をとるため、当社グループでは「バイテック・グループ行動規範」を定めております。

#### ■ 1. 法令の順守および人権の尊重

国際社会の一員としての自覚をもち、内外の法令および社内規程を順守する。人権を尊重し、人種、信条、性別、社会的身分、宗教、国籍、年齢、心身の障害などの理由による差別をしない。

#### 2. 公正な取引

会社と利害関係をもつ全ての者との間で公平・公正かつ透明な関係を維持し、公正な取引を行う。

#### ■ 3. 贈答・接待

取引先に対して社会通念を超える金銭、贈物、接待その他経済的利益を供与しない。また、取引先から社会通念を超える経済的利益を受領しない。

#### ■ 4. 職場環境づくり

社員の人格、個性、生活を尊重するとともに、企業の一員として連帯感を持ち、資質向上と能力開発を最大化できる機会と職場環境づくりを 行う。

#### ■ 5. 公私のけじめ

会社の立場と私的な個人としての立場を明確にし、職場内に私的な利害関係を持ち込んだり職場外に会社の立場を持ち込んだりしない。

#### ■ 6. 情報の管理

会社の機密情報、顧客情報および個人情報は厳重に管理し、これを第三者に漏洩したり会社の業務以外の目的に使用しない。

#### ■ 7. 政治・行政との関係

政治献金や各種団体等への寄付などを行う際は、政治資金規正法などの関連法令を順守し、正規の方法に則して行う。

#### ■ 8. 反社会的勢力および団体への対応

社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは関係を持たない。

#### ■ 9.環境保全

環境保全に関する法令を順守し環境保全および資源・エネルギーの効率的活動に関する啓発活動を積極的に行う。

#### ■ 10. 国際取引

国際取引にあたっては「外国為替及び外国貿易法」等の輸出入関連法令および貿易相手国の関連法令を順守する。

#### ■ 11. インサイダー取引の禁止

インサイダー取引およびその疑いを持たれるような株式売買は行わない。

#### ■ 12. 株主・投資家等との関係

株主・投資家等に対して会社の経営内容、事業活動状況等の企業情報の開示を関連法令に従い、適時・公平に行う。

#### ■ 13. 会計資産の管理

会社の資産(商品、備品、情報等有形無形の資産)は、社内規程に従い厳格に管理し、私的用途に流用するなど業務以外の目的に使用しない。

#### ■ 14. 処分等

この行動規範の違反行為が明らかとなった者およびその監督責任者は、就業規則などに基づく処分の対象となる。

株 主 各 位

東京都品川区東品川三丁目6番5号

## 株式会社バイテックホールディングス

代表取締役会長兼社長 今 野 邦 廣

## 臨時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社臨時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席いただきますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2018年11月26日(月曜日)午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

- **1. 日 時** 2018年11月27日(火曜日)午前10時
- **2. 場 所** 東京都品川区東品川二丁目3番15号 第一ホテル東京シーフォート3階 ハーバーサーカス
- 3. 目的事項決議事項

第1号議案 当社と株式会社UKCホールディングスとの吸収合併契約の承認の件 第2号議案 剰余金の配当の件

以上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出いただきますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(アドレス http://www.vitec.co.jp)に掲載させていただきます。

## 株主総会参考書類

#### 第1号議案 当社と株式会社UKCホールディングスとの吸収合併契約の承認の件

当社と株式会社UKCホールディングス(以下「UKC」といいます。)の取締役会は、2018年9月14日に、それぞれの取締役会において、対等の精神に則り、両社の経営統合(以下「本経営統合」といいます。)を行うことを決定いたしました。

また、両社は、同日に、UKCを吸収合併存続会社、当社を吸収合併消滅会社とし、2019年4月1日(予定)を効力発生日とする吸収合併(以下「本吸収合併」といいます。)に関する吸収合併契約(以下「本吸収合併契約」といいます。)を締結いたしました。つきましては、本吸収合併契約のご承認をお願いいたしたく存じます。本吸収合併を行う理由、本吸収合併契約の内容その他の本議案に関する事項は、次のとおりであります。

#### 1. 本吸収合併を行う理由

UKCは、2009年10月の株式会社ユーエスシーと共信テクノソニック株式会社の共同株式移転による設立以降、ソニー製イメージセンサーに加え、タッチパネル並びに液晶パネル関連部材の取扱いを中心とする半導体及び電子部品事業、放送用カメラを始めとする業務用製品の取扱いを中心とする電子機器事業、NFC・FeliCa対応の非接触ICカード関連製品の取扱いを中心とするシステム機器事業を運営してまいりました。競争力のあるこれらの取扱い製品に、専門エンジニアリング組織によるきめ細かな技術サポート、EMS(電子機器受託製造サービス)、半導体・電子部品の信頼性試験や環境物質分析サービスを組み合わせることにより、お客様に満足いただけるソリューションを提供しております。中期的には、「利益を生み出す技術提案力の強化」による技術商社への飛躍を果たすべく、既存事業の再強化とともに、技術ベースのシステムソリューションやAI(人工知能)/ IOT(モノのインターネット化)関連事業の基盤固めを行っており、高収益体質の確立と新規/成長分野への投資の本格的な開花により、企業価値の拡大を目指しております。

一方、当社は、1987年にソニー製半導体・電子部品を取り扱う特約店として創業し、その後、海外メーカーを中心とした製品ラインナップ(取扱い商材)・販路の拡充に取り組むとともに、積極的な業務・資本提携等を通じて業容の拡大に努め、調達事業及び新規分野として2010年には環境エネルギー事業(発電・新電力・植物工場)にも参入して売上と利益の両面において大幅に伸長しております。また、2018年2月26日に公表しております「新中期経営計画」において、『世界・社会貢献・共創』のキーワードのもと、新たな事業展開による収

益の拡大を目指し、構造改革を行い、高付加価値への転換を加速させながら成長と利益の創出に努め、エレクトロニクス価値共創企業の実現を目指して多様な展開を進めております。

近年、「市場の成熟化と新興企業参入による競争激化」、「AI/ IoT時代の幕開け」、「取引先様のニーズの多様化・高度化」、「資本市場からの経営効率・企業価値最大化の要請」、「業界大手メーカー等の経営再編・事業方針の変更・商流変更」といったキーワードで代表されるように、エレクトロニクス商社を取り巻く環境は大きく変化しています。そのような中で、今後の事業の継続的な成長・発展を実現するためには、業容及び領域・顧客の拡大、商材の拡充及びソリューション提案、技術開発サポート等の高付加価値ビジネス創出の取組みが不可欠となっております。

両社は、エレクトロニクス商社の業界でリーダーシップを発揮していくためには、上記の取組みを行うとともに、他社とのアライアンスにより事業の規模及び収益を一層拡大、追求していくことが必要であるとの認識の下、協議を行っておりました。その結果、UKCが掲げる経営理念「エレクトロニクスの分野で、技術とイノベーションにより新たな価値を創造し、社会の発展に貢献します」と当社が掲げる「『デバイスビジネス』と『環境エネルギービジネス』で豊かな生活と地球にやさしい未来を創造する」の間には親和性があり、両社のサプライヤー及び顧客、EMS事業、調達事業、電子機器事業、エンジニアリングサービス事業、海外展開においても相当の補完性が認められることから、両社の経営資源を相互に活用できる最適なパートナーの関係にあるとの共通認識を持つに至りました。より具体的には、事業シナジーが見込まれる両社が経営統合し、売上と利益の拡大を目指すとともに、統合による単なる効率化にとどまらず、独自性を活かしつつ両社の強みを更に融合発展させることによって、顧客とサプライヤーの双方に対してより高付加価値サービスの提供を行うことが可能になるとの認識で一致し、また、環境エネルギー事業においても両社の経営資源を活かし、シナジーを追求できると判断し、対等の精神の下、本経営統合を行うことで合意いたしました。

本経営統合により、両社はお互いの歴史や企業文化を理解、尊重しつつ、各々が有する強みを活かすことにより、株主の皆様、顧客、サプライヤー、地域社会、従業員等に貢献できる企業となることを目指します。

#### 2. 本吸収合併契約の内容

当社とUKCが2018年9月14日付で締結した本吸収合併契約の内容は、以下のとおりであります。

#### 吸収合併契約書

株式会社UKCホールディングス(2019年4月1日付で「株式会社レスターホールディングス」に商号変更予定。以下、「甲」という。)及び株式会社バイテックホールディングス(以下、「乙」という。)は、甲及び乙の吸収合併に関し、2018年9月14日付(以下、「本契約締結日」という。)で、以下のとおり合意し、吸収合併契約(以下、「本契約」という。)を締結する。

#### 第1条(本吸収合併)

甲及び乙は、本契約に定めるところに従い、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社 として、吸収合併(以下、「本吸収合併」という。)を行う。

#### 第2条(当事者の商号及び住所)

甲及び乙の商号及び住所は、以下のとおりである。

(1) 甲

商号:株式会社UKCホールディングス(2019年4月1日付で「株式会社レスターホールディングス」に商号変更予定。)

住所:東京都品川区大崎一丁月11番2号

(2) 乙

商号:株式会社バイテックホールディングス 住所:東京都品川区東品川三丁目6番5号

#### 第3条(本吸収合併に際して交付する株式その他の金銭等に関する事項)

- 1. 甲は、本吸収合併に際して、本吸収合併の効力が生ずる時点の直前時における乙の株主 (甲及び乙を除く。以下、「割当対象株主」という。)の所有する乙の普通株式の数に1(以下、「本合併比率」という。)を乗じて得られる数の甲の普通株式を交付する。
- 2. 甲は、本吸収合併に際して、割当対象株主に対し、その所有する乙の普通株式の数(但し、会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含む。以下同じ。)第785条の規定に基づき株式の買取りが請求された株式を除く。)に本合併比率を乗じて得た数の甲の普通株式を割り当てる。
- 3. 甲が前2項に従って乙の株主に交付する甲の普通株式の数に1株に満たない端数がある場合、会社法第234条その他の関係法令の規定に基づき処理するものとする。

#### 第4条 (甲の資本金等の額)

本吸収合併により甲の資本金、資本準備金及び利益準備金の額は増加しない。

#### 第5条(効力発生日)

本吸収合併の効力発生日は、2019年4月1日とする。但し、本吸収合併の手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙間で協議の上、合意によりこれを変更することができる。

#### 第6条 (株主総会の承認)

- 1. 甲は、効力発生日の前日までに、本契約の承認及び本吸収合併に必要な事項に関する株主総会の決議を求めるものとする。
- 2. 乙は、効力発生日の前日までに、本契約の承認及び本吸収合併に必要な事項に関する株主総会の決議を求めるものとする。

#### 第7条 (剰余金の配当等)

甲及び乙は、以下の各号に規定するものを除き、本契約締結日後、本効力発生日以前の日を 基準日とする剰余金の配当の決議を行ってはならず、また本効力発生日以前の日を取得日とす る自己株式の取得(適用法令等に従い株主の権利行使に応じて自己の株式の取得をしなければ ならない場合を除く。)の決議を行ってはならない。

- (1) 甲は、(i) 2018年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、1株当たり62.5円及び総額981,251,313円を限度として、(ii) 2019年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、1株当たり37.5円及び総額588,750,788円を限度として、それぞれ剰余金の配当を行うことができる。
- (2) 乙は、(i) 2018年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、1株当たり35円及び総額503,083,420円を限度として、(ii) 2019年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、1株当たり35円及び総額503,083,420円を限度として、それぞれ剰余金の配当を行うことができる。

**—** 5 **—** 

#### 第8条 (本吸収合併の条件の変更又は解除)

本契約締結日から効力発生日に至るまでの間において、甲又は乙の財産状態又は経営状態に重大な変動が生じた場合、本吸収合併の実行に重大な支障となる事態が生じ又は明らかとなった場合その他本契約の目的の達成が著しく困難となった場合には、甲及び乙は協議し合意の上、本吸収合併の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

#### 第9条(本契約の効力)

本契約は、(i) 効力発生日の前日までに、第6条に定める甲又は乙の株主総会において本契約につき承認が得られなかった場合、(ii) 効力発生日の前日までに、法令等(外国法を含む。)に定める本吸収合併の実行に必要な関係官庁等の承認等が得られなかった場合、又は、(iii) 前条に従い本契約が解除された場合には、その効力を失う。

#### 第10条(協議事項)

本契約に規定する事項の他、本吸収合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従って、甲及び乙間で協議の上これを定める。

上記合意の成立を証するため、本書 2 通を作成し、各当事者記名押印の上、各自 1 通を保有する。

#### 2018年9月14日

甲: 東京都品川区大崎一丁目11番2号 株式会社UKCホールディングス 代表取締役社長 栗田 伸樹

一 東京都品川区東品川三丁目6番5号株式会社バイテックホールディングス 代表取締役会長兼社長 今野 邦廣

- 3. 会社法施行規則第182条第1項各号(第5号及び第6号を除く。)に定める事項の内容の概要
- (1) 合併対価の相当性に関する事項(会社法施行規則第182条第1項第1号・第3項)
  - ①本吸収合併に際して交付する株式の数及びその株式の割当ての相当性に関する事項
    - 1) 本吸収合併に係る割当ての内容

	U K C (吸収合併存続会社)	当 社 (吸収合併消滅会社)
本吸収合併に係る 割当比率	1	1

#### (注1) 株式の割当て比率

当社の株式1株に対して、UKCの株式1株を割当て交付いたします。ただし、UKCが保有する当社の普通株式1,100株(2018年9月30日現在)及び当社が保有する自己株式2,635株(2018年9月30日現在)については、本吸収合併による株式の割当ては行いません。

## (注2) 本吸収合併により交付するUKCの株式数

UKCは、本吸収合併に際して、UKCの普通株式14,372,623株(予定)を、本吸収合併が効力を生ずる時点の直前時点の当社の株主様(ただし、UKC及び当社並びに本吸収合併に関して会社法第785条第1項に定める反対株主の株式買取請求権を行使した株主様を除きます。)に対して、割当て交付する予定です。また、UKCが交付する株式については、新規の株式発行を予定しており、UKCは、保有する自己株式3,704株(2018年9月30日現在)を本吸収合併による株式の割当てに充当いたしません。

#### (注3) 単元未満株式の扱い

本吸収合併に伴い、UKCの単元未満株式(100株未満)を保有することになる当社の株主様は、UKCの普通株式に関する以下の制度をご利用いただくことができます。なお、金融商品取引所市場において単元未満株式を売却することはできません。

#### (ア) 単元未満株式の買取制度(100株未満株式の売却)

会社法第192条第1項の規定に基づき、UKCの単元未満株式を保有する株主様が、UKCに対してその保有する単元未満株式を買い取ることを請求することができる制度です。

#### (イ) 単元未満株式の買増制度(100株への買増し)

会社法第194条第1項及びUKCの定款の規定に基づき、UKCの単元未満株式を保有する株主様が、その保有する単元未満株式の数と併せて1単元(100株)となる数の普通株式をUKCから買い増すことができる制度です。なお、UKCは、現時点ではかかる買増制度を採用しておりませんが、2018年11月27日開催予定のUKC臨時株主総会において単元未満株式の買増制度の導入に伴う定款の一部変更の効力が発生することを条件に、かかる買増制度を新設する予定です。

#### 2) 本吸収合併に係る割当ての内容の根拠等

#### ア. 割当ての内容の根拠及び理由

本吸収合併における合併比率の公正性を確保するため、各社がそれぞれ別個に独立した第三者算定機関に合併比率の算定を依頼することとし、UKCは大和証券株式会社(以下「大和証券」といいます。)を、当社は株式会社プルータス・コンサルティング(以下「プルータス」といいます。)を、それぞれ第三者算定機関として選定いたしました。

UKC及び当社は、それぞれ上記の第三者算定機関から提出を受けた合併比率の分析結果及び助言を慎重に検討し、また、各社において両社の財務状況、業績動向、株価動向等を勘案し、これらを踏まえ両社間で真摯に交渉・協議を行いました。その結果、両社は、上記「3.(1)①1)本吸収合併に係る割当ての内容」の合併比率は妥当であり、それぞれの株主様の利益に資するものであると判断し、合意・決定しました。

#### イ. 算定に関する事項

#### (ア) 算定機関の名称並びに当社及びUKCとの関係

大和証券及びプルータスはいずれも、UKC及び当社から独立した第三者算定機関であり、UKC及び当社の関連当事者には該当せず、本吸収合併に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

#### (イ) 算定の概要

大和証券は、合併比率の算定について、両社の普通株式が金融商品取引所に上場しており市場株価が存在することから市場株価法を、また、将来の事業活動の 状況を評価に反映するため、ディスカウンテッド・キャッシュフロー法(以下 「DCF法」といいます。)を採用して算定を行いました。

UKCの普通株式1株当たりの株式価値を1とした場合の各手法における合併 比率の算定結果は以下のとおりです。

採用手法	合併比率の算定結果
市場株価法	0.91~1.01
DCF法	0.71~1.16

市場株価法においては、2018年9月13日を算定基準日として、東京証券取引所における両社の算定基準日の終値、算定基準日までの1週間、1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の終値単純平均株価、並びに2018年5月30日(UKCより「中期経営計画の策定に関するお知らせ」が公表された2018年5月29日の翌営業日)から算定基準日までの76営業日の終値単純平均株価を採用して算定しております。

DCF法においては、UKC及び当社から提供を受けた2019年3月期から2021年3月期までの事業計画に基づき、UKC及び当社が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いてUKC及び当社の企業価値及び株式価値を算定しております。なお、当社が大和証券に対して提出したDCF法による算定の基礎となる事業計画においては、新中期経営計画の数値目標通りであり、対前年度比較において大幅な増益となる事業年度が含まれています。これは、2019年3月期においては、調達事業の大幅な伸長とデバイス事業の粗利率の改善等により営業利益970百万円の増益(対2018年3月期比)、2020年3月期においては、植物工場事業の伸展等により営業利益1,500百万円の増益(対2019年3月期比)、2021年3月期においては、植物工場事業のなお一層の躍進、発電事業の伸長及び調達事業の継続的な拡大等により営業利益2,411百万円の増益(対2020年3月期比)を見込んでいるためです。

一方、UKCの事業計画においては、対前年度比較において大幅な増減益となる 事業年度は含まれておりません。

また、DCF法の前提とした両社の事業計画には本経営統合によるシナジー効果は織り込んでおりません。

他方、プルータスは、合併比率の算定について、両社の普通株式が金融商品取引 所に上場しており市場株価が存在することから市場株価法を、また、将来の事業活 動の状況を評価に反映するため、DCF法を採用して算定を行いました。

UKCの普通株式1株当たりの株式価値を1とした場合の各手法における合併比率の算定結果は以下のとおりです。

採用手法	合併比率の算定結果
市場株価法	0.912~1.026
DCF法	0.709~1.283

市場株価法においては、2018年9月13日を算定基準日として、東京証券取引所における両社の算定基準日の終値、算定基準日までの1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の終値単純平均株価を採用して算定しております。

DCF法においては、UKC及び当社から提供を受けた2019年3月期から2021年3月期までの事業計画に基づき、UKC及び当社が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いてUKC及び当社の企業価値及び株式価値を算定しております。なお、当社がプルータスに対して提出したDCF法による算定の基礎となる事業計画においては、新中期経営計画の数値目標通りであり、対前年度比較において大幅な増益となる事業年度が含まれています。これは、2019年3月期においては、調達事業の大幅な伸長とデバイス事業の粗利率の改善等により営業利益970百万円の増益(対2018年3月期比)、2020年3月期においては、植物工場事業の伸展等により営業利益1,500百万円の増益(対2019年3月期比)、2021年3月期においては、植物工場事業のなお一層の躍進、発電事業の伸長及び調達事業の継続的な拡大等により営業利益2,411百万円の増益(対2020年3月期比)を見込んでいるためです。

一方、UKCの事業計画においては、対前年度比較において大幅な増減益となる 事業年度は含まれておりません。

また、DCF法の前提とした両社の事業計画には本経営統合によるシナジー効果は織り込んでおりません。

#### ウ. 公正性を担保するための措置

(ア) 第三者算定機関からの算定書の取得

UKCは、本吸収合併における合併比率の公正性・妥当性を担保するため、第

三者算定機関である大和証券から、2018年9月13日付で、本吸収合併に係る合併比率算定書の提出を受けました。なお、UKCは、大和証券から、本吸収合併における合併比率がUKCにとって財務的見地から公正又は妥当である旨の意見書(フェアネス・オピニオン)を取得しておりません。

当社は、本吸収合併における合併比率の公正性・妥当性を担保するため、第三者算定機関であるプルータスから、2018年9月13日付で、本吸収合併に係る合併比率算定書の提出を受けました。なお、当社は、プルータスから、本吸収合併における合併比率が当社にとって財務的見地から公正又は妥当である旨の意見書(フェアネス・オピニオン)を取得しておりません。

#### (イ) 外部の法律事務所からの助言

UKCはUKCの取締役会の意思決定の公正性及び適正性を担保するために、法務アドバイザーとしてアンダーソン・毛利・友常法律事務所を選任し、UKCの意思決定の方法及び過程等に関する法的助言を受けております。なお、アンダーソン・毛利・友常法律事務所は、UKC及び当社との間で重要な利害関係を有しません。

当社は当社の取締役会の意思決定の公正性及び適正性を担保するために、法務アドバイザーとして森・濱田松本法律事務所を選任し、当社の意思決定の方法及び過程等に関する法的助言を受けております。なお、森・濱田松本法律事務所は、当社及びUKCとの間で重要な利害関係を有しません。

## エ. 利益相反を回避するための措置

本吸収合併に際しては、当社とUKCとの間には特段の利益相反関係は生じないことから、特別な措置は講じておりません。

#### 3)吸収合併存続会社の資本金及び準備金の額の相当性に関する事項

本吸収合併により、UKCの資本金及び準備金の額は増加しません。この取扱いは、UKCの財務状況、資本政策その他の諸事情を総合的に考慮・検討し、法令の範囲内で決定したものであり、相当であると考えております。

#### ②対価としてUKCの株式を選択した理由

当社及びUKCは、本吸収合併に係る当社の株式に対する合併対価として、吸収合併存続会社となるUKCの株式を選択いたしました。当社及びUKCは、UKCの株式は、東京証券取引所市場第一部に上場されており、当社株式を有する株主の皆様は、吸収合

併存続会社となるUKCの株式を受け取ることにより、本吸収合併による統合効果を享受することが可能であることを考慮して、UKCの株式を本吸収合併に係る対価とすることが適切であると判断いたしました。

- ③共通支配下関係にある会社間の吸収合併における少数株主保護に関する事項 当社とUKCとは共通支配下関係にないため、該当事項はありません。
- (2) 合併対価について参考となるべき事項(会社法施行規則第182条第1項第2号・第4項) ①UKCの定款の内容

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当会社は、株式会社UKCホールディングスと称し、英文では、UKC Holdings Corporationと表示する。

(目的)

- 第2条 当会社は、次の事業を営むこと、ならびに次の事業を営む会社およびこれに相当する事業を営む外国会社の株式または持分を保有することにより、当該会社の事業活動を支配または管理することを目的とする。
  - (1) 電子機器の製造および販売
  - (2) 電子部品の開発、販売および輸出入
  - (3) 前2号に関連する装置の製造販売および輸出入
  - (4)前3号に関連する利用技術の開発および輸出入
  - (5) 電子部品の各種試験および化学分析の受託
  - (6) 家庭用電気製品に組み込むソフトウエアの開発、設計および販売
  - (7) コンピュータソフトウエアの開発、設計および販売
  - (8) 情報システムおよびインターネットを利用する通信ネットワークの企画、設計、運用に関する受託
  - (9) 映像・音響・情報通信機器ならびにこれらに関連する付属品の古物の販売
  - (10) 映像・音響・情報通信機器ならびにこれらに関連する付属品のレンタル業

- (11) 古紙、ダンボール等紙製品のリサイクル、ならびにそれらを利用した商品の 開発・製造・販売およびリース
- (12) 梱包用具の開発・製造・販売ならびにリサイクルおよびリース
- (13) 環境に関するコンサルタント業務
- (14) 貨物輸送取扱事業
- (15) 労働者派遣事業
- (16) 前各号に付帯する一切の業務

#### (本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を東京都品川区に置く。

#### (機 関)

第4条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

#### (公告方法)

第5条 当会社の公告は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって 電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法によ り行う。

#### 第2章 株 式

#### (発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、57,000,000株とする。

#### (自己の株式の取得)

第7条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引 等により自己の株式を取得することができる。

#### (単元株式数)

第8条 当会社の単元株式数は、100株とする。

#### (単元未満株式についての権利)

- 第9条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を 行使することができない。
  - (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
  - (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
  - (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

#### (株主名簿管理人)

- 第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。
  - 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
  - 3 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿 および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社に おいては取り扱わない。

#### (株式取扱規程)

第11条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料ならびに株主権の行使の手続き等については、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

#### 第3章 株 主 総 会

## (招集)

第12条 当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

#### (定時株主総会の基準日)

第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

#### (招集権者および議長)

- 第14条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
  - 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、 他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

#### (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

#### (決議の方法)

- 第16条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した 議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
  - 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

#### (議決権の代理行使)

- 第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行 使することができる。
  - 2 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

#### 第4章 取締役および取締役会ならびに監査等委員会

#### (員数)

- 第18条 当会社の取締役(監査等委員であるものを除く。)は、10名以内とする。
  - 2 当会社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。

#### (選任方法)

- 第19条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会 において選任する。
  - 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
  - 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

#### (任期)

- 第20条 取締役(監査等委員であるものを除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
  - 2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
  - 3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等 委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時 までとする。
  - 4 会社法第329条第3項に基づき補欠として選任された監査等委員である取締役の 選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終の ものに関する定時株主総会開始の時までとする。

#### (代表取締役および役付取締役)

- 第21条 取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から代表取締役を選定する。
  - 2 取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から、取締役会長、取締役副会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、 常務取締役、取締役相談役各若干名を定めることができる。

#### (取締役会の招集権者および議長)

- 第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長がこれを招集し、 議長となる。
  - 2 取締役会長に欠員または事故があるときは、取締役社長が、取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

#### (取締役会の招集通知)

- 第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、 緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
  - 2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

#### (監査等委員会の招集通知)

- 第24条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。 ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
  - 2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

#### (取締役会の決議の省略)

第25条 当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

#### (取締役への委任)

第26条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定を取締役に委任することができる。

#### (取締役会規程)

第27条 取締役会に関する事項については、法令または本定款のほか、取締役会において 定める取締役会規程による。

#### (監査等委員会規則)

第28条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において 定める監査等委員会規則による。

#### (報酬等)

第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務遂行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

#### (取締役の責任免除)

- 第30条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役 (取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の 決議によって免除することができる。
  - 2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。

#### 第5章 会計監査人

#### (会計監査人の選任)

第31条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

#### (会計監査人の任期)

- 第32条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
  - 2 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、 当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

#### (会計監査人の報酬等)

第33条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

#### 第6章 計 算

#### (事業年度)

第34条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

#### (剰余金の配当等の決定機関)

第35条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

#### (剰余金の配当の基準日)

- 第36条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。
  - 2 当会社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。
  - 3 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

#### (配当金の除斥期間等)

- 第37条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。
  - 2 前項の金銭には利息をつけない。

#### 附則

#### (監査役の責任免除に関する経過措置)

- 1 当会社は、第9回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
- 2 第9回定時株主総会終結前の監査役(監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法 第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による 変更前の定款第35条第2項の定めるところによる。

#### ②合併対価の換価の方法に関する事項

- 1) 合併対価を取引する市場 UKCの株式は、東京証券取引所市場第一部において取引されております。
- 2) 合併対価の取引の媒介、取次ぎ又は代理を行う者 UKCの株式は、全国の各証券会社等にて取引の媒介、取次ぎ等が行われております。
- 3) 合併対価の譲渡その他の処分に制限があるときはその内容該当事項はありません。

#### ③合併対価の市場価格に関する事項

UKCの株式の東京証券取引所市場第一部における過去6ヶ月の株価推移は、以下のとおりであります。

月別	2018年 4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高株価 (円)	2,340	2,406	2,525	2,413	2,469	2,747
最低株価 (円)	2,093	2,136	2,236	2,212	2,119	2,292

なお、東京証券取引所が以下のURLにおいて開示する株価情報及びチャート表示等によりUKCの株式の市場価格及びその推移等がご覧いただけます。

http://www.jpx.co.jp/

- ④UKCの過去5年間にその末日が到来した各事業年度に係る貸借対照表の内容 UKCは、いずれの事業年度についても金融商品取引法第24条第1項の規定により有 価証券報告書を提出しております。
- (3) 吸収合併に係る新株予約権の定めの相当性に関する事項(会社法施行規則第182条第1項第3号・第5項) 該当事項はありません。

- (4) 計算書類等に関する事項(会社法施行規則第182条第1項第4号・第6項)
  - ①UKCの最終事業年度に係る計算書類等の内容

「別紙(提供書面)」に記載のとおりです。なお、UKCの最終事業年度に係る連結注記表及び個別注記表につきましては、法令及び定款第15条の規定に基づき、当社ウェブサイト(http://www.vitec.co.jp)に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません

- ②当社及びUKCにおける最終事業年度の末日後に生じた会社財産の状況に重要な影響を 与える事象の内容
  - 1) 当社

ア. 当社の連結子会社である株式会社バイテックベジタブルファクトリーは、2018年4月2日に、植物工場事業の新成長戦略の一環として、植物工場事業における各分野のパートナー企業に対する第三者割当による増資および当社による当該増資の引受けを行いました。その概要は、以下のとおりであります。

(ア)発行株式数:500,000株

(イ)発行価額 : 1株につき10千円(ウ)発行価額の総額:5.000.000千円

(エ) 主な割当先 :株式会社バイテックホールディングス 304,000株

キヤノン電子株式会社50,000株菱熱工業株式会社50,000株株式会社日本政策投資銀行20,000株国分グループ本社株式会社10,000株

イ. 当社は、UKCとの間で、2018年9月14日付で本吸収合併契約を締結しました。 本吸収合併契約の内容は、2. 本吸収合併契約の内容をご参照ください。

また、UKC及び当社の完全子会社であるバイテックグローバルエレクトロニクス株式会社(以下「VGEL」といいます。)は、本吸収合併の効力発生を停止条件に、UKCを吸収分割会社、VGELを吸収分割承継会社とし、UKCが営むデバイス事業に関して有する権利義務を、2019年4月1日(予定)を効力発生日として、VGELに承継させる吸収分割を行う旨の吸収分割契約を、2018年9月14日付で締結しました。

#### 2) UKC

UKCは、当社との間で、2018年9月14日付で本吸収合併契約を締結しました。 本吸収合併契約の内容は、2. 本吸収合併契約の内容をご参照ください。

また、UKC及び当社の完全子会社であるVGELは、本吸収合併の効力発生を停止条件に、UKCを吸収分割会社、VGELを吸収分割承継会社とし、UKCが営むデバイス事業に関して有する権利義務を、2019年4月1日(予定)を効力発生日として、VGELに承継させる吸収分割を行う旨の吸収分割契約を、2018年9月14日付で締結しました。

#### 第2号議案 剰余金の配当の件

第1号議案に記載のとおり、当社は、2018年9月14日、UKCとの間で、UKCを吸収合併存続会社、当社を吸収合併消滅会社とし、2019年4月1日(予定)を効力発生日とする、本吸収合併契約を締結いたしました。

これに伴い、当社は、当期のこれまでの業績及び今後の事業展開等を勘案し、本吸収合併の効力の発生、及び本吸収合併の効力発生後のUKCの取締役会において本議案に基づく剰余金の配当を追認する旨の取締役会決議が行われることを停止条件として、2019年3月期の期末配当に代えて、当社の2019年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された普通株式の株主及び登録株式質権者の皆様に対し、以下のとおり剰余金の配当をいたしたいと存じます。

なお、中間配当として1株につき35円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は1株当たり70円となります。

#### <剰余金の配当に関する事項>

- 1. 配当財産の種類 金銭
- 2. 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式 1株につき金35円総額の上限 503,080,305円

- ※総額の上限の金額は、2018年9月30日時点の発行済株式の総数から自己株式を除いた数である14.373.723株に1株当たり配当金を乗じた金額です。
- 3. 剰余金の配当が効力を生じる日 2019年6月開催予定のUKCの定時株主総会の翌営業日

以上

## (提供書面)

## 事 業 報 告

(平成29年4月1日から) 平成30年3月31日まで)

#### 1. 企業集団の現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、政府の経済政策ならびに日銀の継続的な金融政策を背景に、企業収益や雇用情勢、設備投資の改善等、緩やかな回復基調にあるものの、米国をはじめとした保護主義の台頭や英国のEU離脱問題、地政学的リスクもあり、依然として先行き不透明な状況が続いております。

当社グループが属しておりますエレクトロニクス業界におきましては、その牽引役をスマートフォンに依存する傾向が続いていますが、その成長性は鈍化しています。その一方で、自動車の電子化・自動化やIoT(モノのインターネット化)/AI(人工知能)の進展により、車載、産業分野を中心に市場の拡大が期待されます。

このような状況の下、当社グループは、ソニー製の半導体・電子部品事業を軸とし、自社工場におけるEMS(電子機器受託製造サービス)等の高付加価値事業の拡大、取扱い製品の拡張、新規事業の創出に引き続き注力してまいりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は、3,014億49百万円(前連結会計年度比10.1%増)、営業利益は43億84百万円(前連結会計年度は66億3百万円の損失)、経常利益は39億8百万円(前連結会計年度は73億85百万円の損失)、親会社株主に帰属する当期純利益は21億29百万円(前連結会計年度は86億88百万円の損失)となりました。なお、香港およびシンガポールにおいて計上した貸倒引当金繰入額の影響により、前連結会計年度は、営業損失、経常損失および親会社株主に帰属する当期純損失を計上しております。

セグメント別の業績は次のとおりであります。

#### [半導体および電子部品事業]

半導体および電子部品事業におきましては、海外のスマートフォン向け売上が好調に推移したことにより、増収となりました。セグメント利益は、増収効果に加え、前連結会計年度の香港およびシンガポールにおける貸倒引当金繰入額が剥離したことにより、黒字に転換しました。以上の結果、売上高は2,824億20百万円(前連結会計年度比10.5%増)、セグメント利益は39億54百万円(前連結会計年度は68億80百万円の損失)となりました。

#### [電子機器事業]

電子機器事業におきましては、4Kや監視カメラ等の需要増により、増収となりました。また、増収効果と利益率の向上により、セグメント利益は大きく伸長しました。

以上の結果、売上高は180億91百万円(前連結会計年度比6.5%増)、セグメント利益は4億1百万円(前連結会計年度比60.2%増)となりました。

#### [システム機器事業]

非接触 I Cカード関連事業におきましては、電子マネーの用途の広がりは継続していますが、 足元の需要が減速し、売上高は微減となりました。また、半導体および電子部品の信頼性試験・ 環境物質分析サービス事業におきましては、車載向けの引き合いが増加していますが、九州に おける大雨の影響もあり、売上高は微減となりました。

以上の結果、売上高は28億9百万円(前連結会計年度比2.8%減)、セグメント利益は2億1百万円(前連結会計年度比1.9%減)となりました。

#### ② 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました企業集団の設備投資の状況につきましては、総額 6億9百万円であり、その主なものは連結子会社の事業用資産であります。

#### ③ 資金調達の状況

当連結会計年度における企業集団の資金調達の状況につきましては、主に短期借入金で賄っておりますが、一方で債権流動化も推進し、資産の圧縮に努めております。また、グループファイナンスを実施し、グループ内の運転資金の調達コストの低減および安定化を図っております。

#### (2) 財産および損益の状況

① 当社グループの財産および損益の状況

	区	分	第 6 期 (平成27年3月期)	第 7 期 (平成28年3月期)	第 8 期 (平成29年3月期)	第 9 期 (当連結会計年度) (平成30年3月期)
売	上	高(百万円)	253,811	276,709	273,752	301,449
親会注	社株主に帰属 期 純 利 Δ は 損 <i>タ</i>	する 益(百万円) 夫 )	2,276	△6,227	△8,688	2,129
1 株	当たり当期純 ム は 損 タ	,利益 失 ) (円)	145.04	△396.71	△553.49	135.64
総	資	産(百万円)	129,859	115,758	124,237	116,388
純	資	産(百万円)	54,445	47,078	37,154	39,768
1 株	当たり純資	産額 (円)	3,442.39	2,973.11	2,340.69	2,506.08

(注) 1株当たり当期純利益または1株当たり当期純損失は、期中平均株式数に基づいて算出しております。 なお、期中平均株式数については、自己株式を控除して計算しております。

#### ② 当社の財産および損益の状況

	区	分	第 6 期 (平成27年3月期)	第 7 期 (平成28年3月期)	第 8 期 (平成29年3月期)	第 9 期 (当事業年度) (平成30年3月期)
売	上	高(百万円)	_	120,507	123,537	131,006
当(	期 純 禾 △ は 損	失 (百万円)	675	4,080	△6,219	3,867
1 (	株当たり当期 △ は 損	純利益 (円) 失 )	43.00	259.92	△396.21	246.39
総	資	産(百万円)	39,987	69,897	74,147	80,439
純	資	産(百万円)	26,844	30,289	23,383	26,909
1	株当たり純資	資産額 (円)	1,710.13	1,929.62	1,489.70	1,714.36

(注) 1株当たり当期純利益または1株当たり純損失は、期中平均株式数に基づいて算出しております。なお、期中平均株式数については、自己株式を控除して計算しております。

#### (3) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況 該当事項はありません。

## ② 重要な子会社の状況

会社名	資 本 金	当社の議決権比率	主	要	な	事	業	内	容
(株)UKCテクノソリューション	百万円 350	100.0%	シ販	ス 売	テム	機品	器(質	か 製 検	造査
(株) UWテクノロジーズ	百万円 334	100.0%	電	子	部	H	の	販	売
UKC ELECTRONICS (S) PTE, LTD.	万シンガポールドル 430	100.0%	電	子	部	H	の	販	売
UKC ELECTRONICS (H.K.) CO., LTD.	万米ドル 2,526	100.0%	電	子	部	H	の	販	売
UKC EMS SOLUTION (SHANGHAI) CO., LTD.	万米ドル 400	100.0% (100.0%)	電	子	部		の	販	売
USC ELECTRONICS (KOREA) CO., LTD.	百万ウォン 2,000	100.0% (100.0%)	電	子	部		の	販	売
共信コミュニケーションズ(株)	百万円 400	80.0%	電	子	機	器	の	販	売
(株)インフィニテック	百万円 50	60.0%	電	子	機	器	の	販	売
KYOSHIN TECHNOSONIC (K) CO., LTD.	百万ウォン 12,000	100.0% (100.0%)	電	子	部		の	販	売
UKC ELECTRONICS (SHANGHAI) CO., LTD.	万米ドル 50	100.0% (100.0%)	電	子	部		の	販	売
CU TECH CORPORATION	百万ウォン 7,000	100.0%	電	子音	部 品	0	製油	告 販	売
東莞新優電子有限公司	万米ドル 500	100.0% (100.0%)	電	子音	部 品	の	製油	告 販	売
CU TECH VIETNAM CO.,LTD.	万米ドル 500	100.0% (100.0%)	電	子音	部 品	0	製油	造 販	売

(注)()内の数字は間接所有による議決権比率で、内数であります。

③ 当事業年度末日における特定完全子会社の状況 該当事項はありません。

#### (4) 対処すべき課題

当社グループが属しておりますエレクトロニクス業界は、自動車等とならびグローバル化が最も進んでいる業界の一つです。テクノロジーが日進月歩で進化していく中、マーケットの遷移、メーカーの盛衰等が地球規模で起こっています。近年は特にこれまで市場を牽引してきた先進国市場の成熟化、停滞の一方で、中国やインドに代表される新興国の消費市場の拡大と製造業の興隆が顕著になってきています。経済構造改革に伴う新興国の一時的停滞は予見されるものの、この傾向は不可逆的に今後も継続していくものと考えます。

このような事業環境下、当社グループとしましては、主軸の映像関連事業に加えて、成長領域に事業を拡張させることで、継続的に企業価値の向上を図っていくことを中長期的な基本戦略としております。

上記の基本戦略を踏まえ、当社グループが対処すべき主要課題は以下のとおりです。

#### ① 商材の拡張

当社の強みである映像関連の事業基盤をより強化、拡大することに資する商材に加えて、成長が期待されるアプリケーション領域(環境・エネルギー、自動車、医療、他産業機器)や地域(中国・ASEAN)にフィットした新規商材の開拓と拡販に注力してまいります。

#### ② 販路の拡張

中国・ASEANを中心としたアジア圏ヘビジネスの比重が移ってきている中、同地域への販売力強化を図るべく、自社リソースの効率的展開やM&A・事業提携を積極的に推進します。

#### ③ 事業領域の更なる拡張

当社グループの売上高の9割以上を占める半導体および電子部品事業は主に物販とそれに必要な技術サポート、ならびにEMS事業で構成されています。顧客の利便性を考慮すると、今後は個別商材の販売やその組み合わせにとどまらず、顧客のニーズを総合的に満たすシステム化(ソリューション化)が重要と考えています。その実現に向けて、当社グループの経営資源を補完するハード・ソフトウェア技術やサービスを外部から積極的に取り入れてまいります。

当社は、前事業年度において、当社連結子会社における不適切な会計処理が判明し、過去4期に遡って有価証券報告書の訂正報告書を提出するとともに、決算短信等の訂正を行いました。平成29年7月19日の第三者委員会調査報告書の受領を受け、当社取締役会により平成29年7月20日に設置された当社社外取締役、監査役、弁護士および公認会計士からなる第三者委員会報告書検討委員会は、基本的な課題認識、再発防止に係わる基本方針および具体的な再発防止策や経営責任の明確化について計6回協議検討し、当社に提言を行いました。当社取締役会は、第三者委員会報告書検討委員会の提言をそのまま受け入れ、平成29年8月14日開催の取締役会において、再発防止策の具体的な方針について決議しました。

平成29年9月の新体制発足直後、当社設立以降初めて、国内グループ会社役職員を集めた全体会同を開催し、当社代表取締役社長がコンプライアンス徹底と明るく透明性ある会社運営をする旨、宣言しました。また、外部専門家のサポートも受けた全社レベルの再発防止策に関わるプロジェクトを核として、改善措置の整備・運用を確実なものにすべく邁進してまいりました。

再発防止に係る基本方針および具体的な改善措置は以下のとおりです。

再発防止に係る基本方針:役職員のコンプライアンス意識の徹底と経営の意思決定プロセスの透明化を図るとともに、特に海外グループ会社における経営リスクについて、実務レベル、マネジメントレベル、取締役会レベルで大小の網を張り、管理・監督・指導するPDCAシステムを再構築する。

具体的な改善措置は以下のとおりです。

#### ① 企業風土の改革

コンプライアンス意識、建設的なコミュニケーション・議論を尊重する企業風土を醸成するとともに、重要事項(新規事業、新規取引、回収遅延債権への対応、設備投資等)に係る意思決定プロセスの透明化を図る。

- イ. グループ全体の役職員へのコンプライアンス研修の実施
- ロ.経営会議の機能を向上させたグループ経営会議の設置当社単体に係る情報共有、重要意思決定の場から、海外グループ会社の重要意思決定の協議・検討も行う場へと進化
  - ・開催頻度:月1回定例(必要に応じ臨時開催)
  - ・参加メンバー:社外を含む取締役・監査役、議題に関連するグループ執行役員・グループ 会社トップ等
  - ・グループ経営会議の協議内容を受けて、取締役会で意思決定を行う
- ハ. 管掌取締役の明確化によるガバナンスの強化 営業管掌取締役(ならびに海外営業担当グループ執行役員、国内営業担当グループ執行役 員)、および管理管掌取締役を設置し、ガバナンス態勢を確立
- ② 内部管理体制の強化

グループ会社管理、グループリスク管理、ガバナンス・コンプライアンス強化に係る部署を新設し、上記新設部署および内部監査室の人材の強化(外部からの採用を含む)を実施する。各部署は、それぞれのミッション(管理、牽制、監査機能)を遂行するとともに、情報共有、連携を強化することで、管理漏れの防止を徹底する。

イ. リスク管理室(管理管掌取締役の直轄)

主に海外グループ会社の与信管理、事業管理、グループリスク情報の吸い上げを行い、問題があれば、対応策を検討・立案し、速やかに取締役会に諮るとともに、監査役会に報告

ロ. コンプライアンス推進室(管理管掌取締役の直轄)

役職員へのコンプライアンス研修の企画、実行により、グループ全体のコンプライアンス 意識啓発・徹底とその効果測定を実施。また、コンプライアンス違反等の問題の情報収集・ 対応窓口機能を担う

#### ハ. 内部監査室

人材の補強を行うとともに、監査役会とより一層連携し、特に海外グループ会社における 事業執行、経営リスクに係る十二分な内部監査を遂行する

③ 取締役会の機能の充実

取締役会の運営基本方針を「取締役会への報告事項および審議事項に関して、海外子会社を含む各事業部門の重要な意思決定に係る事項が漏れなく上程されるような運用とする」とし、同運営基本方針に合わせた取締役会規程の改正を行い、適正な運用を図る。

- ④ 社外取締役のさらなる活用
  - イ. 定期的に、企業経営、海外事業、財務・リスク管理等に豊富な知見と経験を持つ社外取締役とグループ執行役員クラスとの間で、重要な案件(ビジネス機会とそのリスク、財務的課題等)を共有、議論する場を設定し、外部役員の有益なアドバイスを事業運営に活用する
  - 口. 社外取締役の活用を推進するため、社外取締役サポート課を総務部内に新設
- ⑤ 取締役、監査役、監査法人との連携

取締役(業務執行役員)と監査役間、取締役(業務執行役員)と監査法人間のコミュニケーション、さらには社外取締役も加えた監査法人との定期的なコミュニケーションの場を設け、経営・事業の機会やリスクに係る情報を共有する。

なお、当社は、本株主総会での承認を条件として、監査等委員会設置会社へ移行する予定です。 これにより、取締役会のさらなる機能の充実をはじめ、コーポレートガバナンスの強化を推進し ていく所存です。

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご指導とご支援を賜りますようお願い申し あげます。

#### **(5) 主要な事業内容**(平成30年3月31日現在)

当社グループは、半導体および電子部品の販売事業、電子機器の販売事業ならびにシステム機器(産業電子機器および伝送端末機器等)の開発・製造および販売事業を営んでおります。

当社は、事業持株会社として、グループ全体の経営を統括するとともに、半導体および電子部品の販売事業を営んでおります。

各事業の内容は以下のとおりであります。

事業部門	主	要    製     品
	半導体	イメージセンサー、メモリー、マイコン、システムLSI、パワー
	十	デバイス、その他半導体
半導体および		液晶パネル、バッテリー、光学ピックアップ、ACF、基板、タッ
電子部品事業	電子部品・その他	チパネル、複合部品、その他一般電子部品、LED照明、太陽光パ┃
		ネル
	E M S	電子機器受託製造サービス (Electronic Manufacturing Service)
	電子機器	各種VTR、カメラ、音響映像関連機器、ビデオプリンター
  電子機器事業	記録媒体品	磁気テープ、光ディスク、データ記録用ディスク
电力饭品争未	製品	電子機器を組み合わせたシステム製品、セキュリティ関連製品
	そ の 他	電子機器の修理、AV機器のレンタル、教育用ソフトウェア
	産業電子機器およ	非接触∣Cカード(FeliCa、NFC)R/Wモジュール、電子決済端 ┃
システム機器事業	び伝送端末機器	末、出入管理端末
	そ の 他	信頼性試験受託業務、環境物質分析受託業務

## **(6) 主要な事業所**(平成30年3月31日現在)

当    社	本社(東京都品川区)、西東京営業所(東京都立川市)、名古屋営業所(愛知県名古屋市)、大阪営業所(大阪府大阪市)、松本営業所(長野県松本市)
(株)UKCテクノソリューション	本社(東京都品川区)、横浜事業所(神奈川県横浜市)、厚木Q ーセンター(神奈川県厚木市)、鹿児島Q I センター(鹿児島県 霧島市)、大分Q I センター(大分県国東市)、熊本Q I センタ ー(熊本県菊池郡大津町)
(株) U W テクノロジー:	ズ 本社 (東京都品川区)
UKC ELECTRONICS (S) PTE,LTE	. 本社(シンガポール共和国)
UKC ELECTRONICS (H.K.) CO., LTE	. 本社(中華人民共和国香港特別行政区)
UKC EMS SOLUTION (SHANGHAI) CO., LTI	). 本社(中華人民共和国上海市)
USC ELECTRONICS (KOREA) CO., LTE	). 本社(大韓民国水原市)
共信コミュニケーションズ (株	本社(東京都品川区)
(株)インフィニテッ:	本社(東京都品川区)
KYOSHIN TECHNOSONIC (K) CO., LTE	). 本社 (大韓民国ソウル特別市)
UKC ELECTRONICS (SHANGHAI) CO., LT	). 本社(中華人民共和国上海市)
CU TECH CORPORATION	N 本社 (大韓民国京畿道平澤市)
東莞新優電子有限公司	本社(中華人民共和国東莞市)
CU TECH VIETNAM CO.,LTD	. 本社 (ベトナム社会主義共和国ハナム省)

#### **(7) 使用人の状況**(平成30年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業部門	使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
半導体および電子部品事業	1,873(8)名	+262(+1)名
電子機器事業	210 (7)	+7 (-3)
シ ス テ ム 機 器 事 賞	49 (8)	0 (-1)
全	69 ( 0 )	+7 ( 0 )
合 計	2,201 (23)	+276 (-3)

- (注) 1. 使用人数は就業員数であり、臨時雇用者数は() 内に年間の平均人員を外数で記載しております。
  - 2. 全社として記載されている使用人数は、特定の事業部門に区分できない当社グループの管理部門に所属しているものであります。
  - 3. 前連結会計年度末と比べ、使用人数が276名増加をしておりますが、その主な理由は、海外連結子会社の使用人数の増加によるものであります。

#### ② 当社の使用人の状況

使	用	人	数	前事業年度末比増減	平	均	年	蛤	平	均	勤	続	年	数
	269	(8)	名	+11 (+1) 名			42.5歲	鼓				14	.7年	

- (注) 1. 使用人数は就業員数であり、臨時雇用者数は() 内に年間の平均人員を外数で記載しております。
  - 2. 当社使用人のうち、当社連結子会社の(株) UKCテクノソリューションならびに同社の前身である (株) ユーエスシーおよび共信テクノソニック(株) からの転籍者および出向者につきましては、平均勤 続年数の算定にあたり、当該各社の勤続年数を通算しております。

## **(8) 主要な借入先の状況**(平成30年3月31日現在)

借			入			先		借	入	額
(	株 )	三	菱東	京 U	F	J 銀	行			15,725百万円
(	株	)	み	<b>₫</b> "	ほ	銀	行			13,111
(	株	) ]	東京	都	民	銀	行			4,855
(	株	)	三 井	住	友	銀	行			2,868
Ξ	菱し	J F	J 信	託 銀	行	(株	)			956
明	治	安田	生台	î 保	険	(相	)			300

- (注) 1. (株)三菱東京UFJ銀行は、平成30年4月1日付で(株)三菱UFJ銀行に商号変更しております。
  - 2. (株)東京都民銀行は、平成30年5月1日付で(株)八千代銀行、(株)新銀行東京と合併し、(株)きらぼ し銀行に商号変更しております。

## (9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

# 2. 会社の現況

**(1) 株式の状況**(平成30年3月31日現在)

① 発行可能株式総数 57,000,000株

② 発行済株式の総数 15,700,021株

(注) 上記には自己株式3,367株が含まれております。

③ 株主数 4,227名

④ 大株主 (上位10名)

株 主 名	所 有 株 式 数	持 株 比 率
みずほ信託銀行(株)退職給付信託 ソニー株003ロ 再信託受託者 資産管理サービス信託銀行(株)	2,234千株	14.23%
BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND (PRINCIPAL ALL SECTOR SUBPORTFOLIO)	1,309	8.34
(株)オフィスサポート	806	5.14
BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES SINGAPORE/JASDEC/UOB KAY HIAN PRIVATE LIMITED	742	4.73
みずほ信託銀行(株)退職給付信託 東京都民銀行口 再信託受託者 資産管理サービス信託銀行(株)	623	3.97
日本トラスティ・サービス信託銀行 (株) (信託口)	612	3.90
(株) 三菱東京UFJ銀行	496	3.16
日本マスタートラスト信託銀行(株)(信託口)	384	2.45
中 山 邦 子	374	2.38
(株) みずほ銀行	370	2.35

- (注) 1. 持株比率は自己株式 (3,367株) を控除して計算しております。

  - 3. みずほ信託銀行(株)退職給付信託東京都民銀行口 再信託受託者 資産管理サービス信託銀行(株)の 持株数623千株につきましては、退職給付信託契約により、(株)東京都民銀行が議決権行使指図を行う旨みずほ信託銀行(株)より通知を受けております。

- 4. (株) 三菱東京UFJ銀行は、平成30年4月1日付で(株) 三菱UFJ銀行に商号変更しております。
- 5. (株)東京都民銀行は、平成30年5月1日付で(株)八千代銀行、(株)新銀行東京と合併し、(株)きらぼし銀行に商号変更しております。

### (2) 会社役員の状況

① 取締役および監査役の状況(平成30年3月31日現在)

会社	上におけ	る地位	氏			名	担当および重要な兼職の状況
代 表	取締:	役社長	栗	$\blacksquare$	伸	樹	管理管掌
取	締	役	Ш		雅	章	グループ会社管理担当
取	締	役	矢	島		浩	営業管掌 グローバル・デバイス事業本部長
取	締	役	島	崎	憲	明	(株)オートバックスセブン社外取締役 野村ホールディングス(株)社外取締役 野村證券(株)取締役 (株)ロジネットジャパン社外取締役 日本公認会計士協会顧問
取	締	役	岩	本	永	三郎	ダブルスコープ (株) 監査役
常	勤監	査 役	森	$\blacksquare$	清	文	
監	査	役	坂	倉	裕	司	リレーションズJAPAN (株) 代表取締役 (株) オートバックスセブン社外監査役
監	査	役	戸	Л		清	VISTOM Marketing代表 昭和電線ホールディングス (株) 社外取締役

- (注) 1. 取締役田口雅章氏は、平成30年3月31日付で辞任いたしました。
  - 2. 取締役島崎憲明氏および取締役岩本永三郎氏は、社外取締役であります。
  - 3. 監査役坂倉裕司氏および監査役戸川清氏は、社外監査役であります。
  - 4. 常勤監査役森田清文氏は、過去に(株)ユーエスシーおよび当社の財務業務を担当しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
  - 5. 当社は、取締役島崎憲明氏、取締役岩本永三郎氏、監査役坂倉裕司氏、監査役戸川清氏の各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
  - 6. 当事業年度中に退任した取締役および監査役

氏	名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当および重要な 兼 職 の 状 況
大根田 俳	3 行	平成29年6月29日	辞任	社外取締役 一橋大学大学院客員教授
福寿幸	男	平成29年9月15日	任 期 満 了	代表取締役社長
松村幸	幸 祐	平成29年9月15日	任期満了	社外監査役 ソニーセミコンダクタソリューション ズ(株)企画管理部門経営管理部統括部 長

#### ② 責任限定契約の内容の概要

当社と各取締役(業務執行取締役等を除く)および各監査役は、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約をそれぞれ締結しております。 当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

# ③ 取締役および監査役の報酬等 当事業年度に係る報酬等の総額

区					分	支	給	人	数	支	給	額
取		紛	帝		役				7名		11	8百万円
監		坌	1		役				3		2	27
合(う	5	社	外	役	計 員)				10 ( 5)			16 32)

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、平成22年6月29日開催の第1回定時株主総会において、年額350百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない)と決議いただいております。
  - 2. 監査役の報酬限度額は、平成22年6月29日開催の第1回定時株主総会において、年額60百万円以内と決議いただいております。
  - 3. 取締役の支給人数および支給額には、平成29年9月15日をもって退任した取締役1名および、平成29年6月29日をもって退任した社外取締役1名の在任中の報酬等の額を含んでおります。
  - 4. 監査役の支給人数および支給額には、平成29年9月15日をもって退任した無報酬の社外監査役1名を含めておりません。

# ④ 社外役員に関する事項

- イ. 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係
  - ・社外取締役島崎憲明氏は、(株)オートバックスセブンの社外取締役、野村ホールディングス(株)の社外取締役、野村證券(株)の取締役、(株)ロジネットジャパンの社外取締役および日本公認会計士協会の顧問であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
  - ・社外取締役岩本永三郎氏は、ダブルスコープ(株)の監査役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
  - ・社外監査役坂倉裕司氏は、リレーションズJAPAN(株)の代表取締役および(株)オートバックスセブンの社外監査役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

- ・社外監査役戸川清氏は、VISTOM Marketingの代表および昭和電線ホールディングス(株) の社外取締役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- 口. 当事業年度における主な活動状況
  - a. 取締役会および監査役会への出席状況

							取締	取締役会(			23回開催)			監査役会(			19回開催)		
							出馬	5 0	数	出	席	率	出	席		数	出	席	率
取	締	役	島	崎	憲	明	23	23/23回			100%		_			_			
取	締	役	岩	本	永日	E郎	11	/11			100	00% —				_			
監	査	役	坂	倉	裕	司	22	22/23回			95%		19/19回		]	100%		%	
監	查	役	戸	Ш		清	10	10/11回		90%			10/	′11[			90	%	

- (注) 社外取締役岩本永三郎氏および社外監査役戸川清氏は、平成29年9月15日開催の第8回定時株主総会において選任されたため、取締役会および監査役会の開催回数が他の社外役員と異なります。
  - b. 取締役会および監査役会における発言状況
    - ・社外取締役島崎憲明氏は、総合商社の経営者としての幅広い経験と会計分野の卓越した 見識から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行って おります。
    - ・社外取締役岩本永三郎氏は、国内外の半導体メーカー/商社における経営者を含む幅広 い経験と卓越した見識に基づき、特に当社主要事業である半導体および電子部品事業に 関して、取締役会において客観的な見地から適宜必要な発言を行っております。
    - ・社外監査役坂倉裕司氏は、総合商社の財務関連業務執行者、証券会社の経営者、そして M&Aアドバイザリーファームの最高財務責任者としての長年にわたる実務経験と培った各種見識に基づき、監査役会において適宜必要な発言を行っております。
    - ・社外監査役戸川清氏は、機能材料、先端部品・システムメーカーの営業責任者、経営戦 略責任者や大学講師としての幅広い経験と卓越した見識に基づき、監査役会において適 宜必要な発言を行っております。

### (3) 会計監査人の状況

- ① 名 称 有限責任 あずさ監査法人
- ② 報酬等の額

	支	払	額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額			153百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産 上の利益の合計額			153百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の 監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監 査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
  - 2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額には、前事業年度の訂正報告書に係る監査報酬の額を含んでおります。
  - 3. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
  - 4. 当社の重要な子会社の中には、当社の会計監査人以外の監査法人(外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む)の監査を受けている海外の子会社があります。
  - ③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

### (4) 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況の概要

当社は、CSR (Corporate Social Responsibility) への取り組みを企業経営の基本を成すものと位置付け、企業の社会的責任を果たすべく、コンプライアンス体制の推進・改善を積極的に行い、適正な業務執行のための体制を整備し運用していくことが重要な経営の責務であると認識し、以下の内部統制システムの基本方針を定めるとともに、今後とも社会・経済情勢その他の環境の変化に応じ不断の見直しを行い、その改善・充実に努めてまいります。

① 取締役および使用人の職務が法令および定款に適合することを確保するための体制 当社は取締役および使用人の行動規範として、企業倫理や法令を遵守し責任ある行動をとり、 信用を重視し反社会的勢力との関係を遮断して、永続的に社会に貢献していくことを目的とし て「UKC行動規範」を制定し、管理・運用責任者としての代表取締役社長の下、コンプライ アンス意識の高揚と徹底を図っております。

# 【運用状況の概要】

行動規範を周知・実践すべく、携帯用カードを国内外全グループ役員・従業員に配付している。また、監査役監査ならびに内部監査室監査にて行動規範の周知、実践の確認をしている。

② 取締役の職務執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については「文書管理規程」に基づき、その保存媒体に応じて 適切かつ確実に検索性の高い状態で作成・保存するとともに、必要に応じて取締役、監査役、 会計監査人等が閲覧可能な状態で管理するものとします。

# 【運用状況の概要】

取締役会関連文書等は「取締役会規程」や「文書管理規程」に基づき保管年限および所 管部署等を定め適切に管理している。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、コーポレートガバナンスの基本方針に則り、不測の損失を極小化するとともに、資本を有効活用し、適切なリスクコントロールのもと収益を向上させ、当社およびグループ会社の企業価値の最大化を目的とした戦略的リスク経営の実践を図ります。この実効性を確保するため、事業別戦略・経営計画と併せて、リスクテイク計画およびリスク許容度を設定するなどの体制を整備・推進します。

各部門の長である取締役および使用人は各々その有するリスクの洗い出しを行い、危険の大小や発生の可能性に応じ適切な対策を実施し、損失の危険を最小限にとどめるために必要な対応を行います。

### 【運用状況の概要】

「グループの統合リスク管理(ERM)に関する基本方針」を制定し、その規定に基づき、各部門の長である取締役および使用人は各々その有するリスクの洗い出しを行っている。その内容は四半期毎に取締役会やその他関係者で情報共有しており、重要なリスクに関してはその対応方法に関する指示命令を行っている。また、「UKCグループ事業継続基本方針」を制定し、不測の事態に備えた体制を構築している。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は環境変化に対応した当社グループ発展のための目標を定めるため、中期経営計画および単年度計画を策定しております。

取締役会は、毎月1回定例的に開催し、重要な事項について慎重な意思決定を行うとともに、経営と業務執行の分離の観点から、「業務分掌規程」・「職務権限規程」により職務権限と責任を明確にした上で、代表取締役およびその他業務執行を担当する取締役に業務の執行を行わせ、意思決定の迅速化を図り、職務の執行の効率化を確保しております。

#### 【運用状況の概要】

上記規程中の金額等の量的基準および質的基準に基づき、意思決定機関または意思決定者の決裁、審議、承認等に関する権限を明確にすることで、職務執行を効率的に行っている。

また取締役会の下にグループ経営会議を設けて、当社グループの経営上重要な業務の執行案件、事業リスク等について協議・検討を行っている。

「グループ経営会議規程」に基づき、当社グループの業務執行、事業リスク等の重要事項に関し、毎月1回定例的に開催(ただし、必要に応じて臨時に開催)し、協議・検討を行っている。

⑤ 子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制 当社は持株会社として「グループ会社管理規程」に基づき海外現地法人を含む子会社および 関連会社に対する適切な経営管理を行っております。

# 【運用状況の概要】

上記規程に基づいて、子会社の経営に関する重要事項は、当社による事前承認または当 社への報告の対象としており、また当社の内部監査部門が子会社の業務監査を実施し、当 社監査役が連携して子会社の監査業務を行う事で子会社における業務の適正を図っている。 また、毎期、内部監査年度計画を策定し、子会社に対する各種監査を実施している。

⑥ 監査役の職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項 および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

当社は監査役と協議のうえ、監査役の職務を補助する目的で監査役室を設置しております。 なお、当該使用人の任命・異動・評価・懲戒は、監査役会の事前の同意を得ることにより、取 締役からの独立性を確保しております。

### 【運用状況の概要】

監査役の職務を補助する組織として監査役室を置き、監査役会の招集事務、議事録の作成、 その他監査役会運営に関する事務をはじめ、監査役の職務補助を行う。

- ② 取締役および使用人が監査役会に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制 および監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
  - イ. 取締役または使用人は監査役会に対し当社およびグループ各社の業務または業績に与える 重要な事項に加え、職務の執行に関する法令違反、定款違反および不正行為の事実、または 当社およびグループ各社に損害を及ぼす事実を知ったときは、その内容を速やかに報告する ものとし、報告の方法については取締役と監査役との協議により決定します。

### 【運用状況の概要】

監査役は、取締役会、グループ経営会議および各種会議に出席し、監査役の立場から積極的に発言している。

ロ. 監査役会は、必要に応じ代表取締役と情報交換を行い監査役監査の重要性と有用性に対する認識を一つにし、監査の実効性を確保しています。

### 【運用状況の概要】

代表取締役と監査役との間で意見および情報交換会を実施している。

### (5) 会社の支配に関する基本方針

特記事項はありません。

# (6) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は株主各位への利益還元を経営の最重要課題の一つと考え、収益状況に対応した配当を行うことを基本方針としております。株主各位への安定した配当の維持と配当水準の向上に向けて、成長事業領域への投資や合理化投資を行い、中長期的な企業価値向上を担保する強固なグループ経営体制とコーポレートガバナンス体制を確立してまいります。また、内部留保金につきましては、上記投資に加え事業拡大に伴う資金需要の増加等に備える所存であります。

以上の基本方針を踏まえた上で、連結配当性向につきましては、35~40%を目処としております。

当期の期末配当金につきましては、1株当たり30円とさせていただきます。すでに実施済みの臨時配当金30円、中間配当金30円と合わせまして、年間配当金は1株当たり90円となります。

# 連結貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

資 産 の	D 部	負 債 の	部
流動資産	107,791	流動負債	75,413
現 金 及 び 預 金	18,162	支払手形及び買掛金	32,554
受取手形及び売掛金	58,299	短期借入金	35,518
電子記録債権	3,866	1年内返済予定の長期借入金	2,300
商品及び製品	21,033	リース債務	84
仕 掛 品	837	未払法人税等	480
原材料及び貯蔵品	589	賞 与 引 当 金 の 他	424
前渡金	246	その他 <b>固定負債</b>	4,050 <b>1,206</b>
繰延税金資産	365		199
そ の 他	5,016	操延税金負債	581
貸 倒 引 当 金	△626	役員退職慰労引当金	43
固定資産	8,596	退職給付に係る負債	197
有 形 固 定 資 産	3,100	そ の 他	183
建物及び構築物	1,112	負 債 合 計	76,619
機械装置及び運搬具	1,267		の部
工具、器具及び備品	317	株主資本	34,918
リース資産	277	資 本 金	4,383
そ の 他	124	資本剰余金	5,871
無形固定資産	263	利 益 剰 余 金 自 己 株 式	24,668 △5
投資その他の資産	5,233	その他の包括利益累計額	4,41 <b>9</b>
投 資 有 価 証 券	4,191	その他有価証券評価差額金	1,366
繰 延 税 金 資 産	126	為替換算調整勘定	3,069
固定化営業債権	10,440	退職給付に係る調整累計額	△16
その他	2,110	非 支 配 株 主 持 分	431
貸 倒 引 当 金	△11,635	純 資 産 合 計	39,768
資 産 合 計	116,388	負 債 純 資 産 合 計	116,388

# 連結損益計算書

(平成29年4月1日から) 平成30年3月31日まで)

	彩	4						金	(辛位・ログ) J/ 額
売		•	上		ī	 5		_	301,449
売		上		原		- 			285,678
	売		上	総	 利		益		15,771
販		費及		般管		<b>-</b> 貴			11,386
	営		業		利		益		4,384
営		業	外	収		±			
	受		取		利		息	30	
	受		取	配	<u>\</u>	<b>5</b>	金	33	
	仕		入		割		引	8	
	投	資	有 価	証	券言	平 価	益	56	
	受		取	補	倬	賞	金	168	
	そ			の			他	117	415
営		業	外	費	F	月			
	支		払		利		息	727	
	為		替		差		損	88	
	そ			$\mathcal{O}$			他	74	890
	経		常		利		益		3,908
特		別	l	利	ả	益			
	投	資	有 価			も 却	益	330	330
特		別		損	5	ŧ			
	減		損		損		失	63	
	古	定	資	産	除	却	損	65	
	事		業	整		1	損	482	
	過	年月			正関	連費	用	362	973
	兑 氢		調整		当 期	純利	益		3,266
	去人	, .,		民 税	及び	事業	税	1,083	
	去	人	税	等	調	整	額	14	1,098
	当		朝	純	利		益		2,167
			主に児			期純利			38
亲	見会	社 株	主に児	帰属 す	る当	期純利	益		2,129

# 連結株主資本等変動計算書

(平成29年4月1日から) 平成30年3月31日まで)

		 株	主資	本	
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成29年4月1日 残高	4,383	6,342	23,010	△5	33,731
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当		△470	△470		△941
親会社株主に帰属する当期純利益			2,129		2,129
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	_	△470	1,658	△0	1,186
平成30年3月31日 残高	4,383	5,871	24,668	△5	34,918

	そ	の他の包括	額	# # # # # # # # # # # # # # # # # # #		
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係 る調整累計額	その他の包括利益 累計額合計	非支配株主 持 分	純資産合計
平成29年4月1日 残高	765	2,289	△44	3,010	412	37,154
連結会計年度中の変動額						
剰 余 金 の 配 当						△941
親会社株主に帰属する当期純利益						2,129
自己株式の取得						△0
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	600	780	27	1,408	18	1,427
連結会計年度中の変動額合計	600	780	27	1,408	18	2,614
平成30年3月31日 残高	1,366	3,069	△16	4,419	431	39,768

# 貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

資 産 (	D 部	負 債 <i>0</i>	部
流 動 資 産	67,964	流 動 負 債	52,755
現 金 及 び 預 金	8,372	買 掛 金	12,839
受 取 手 形	1,247	短期借入金	34,952
売 掛 金	37,788	1年内返済予定の長期借入金	2,300
電子記録債権	3,181	未 払 金	2,170
商品	12,517	未 払 費 用	96
前渡金	39	未払法人税等	46
関係会社短期貸付金	5,427	預 り 金	106
前 払 費 用	163	賞 与 引 当 金	229
繰 延 税 金 資 産	222	そ の 他	14
未 収 入 金	1,826	固定負債	774
そ の 他	1,698	繰延税金負債	584
貸 倒 引 当 金	△4,521	退職給付引当金	88
固 定 資 産	12,475	資産除去債務	86
有 形 固 定 資 産	168	そ の 他	14
建物	84	負 債 合 計	53,529
工具、器具及び備品	56	純 資 産	の部
リース資産	16	株 主 資 本	25,534
建設仮勘定	11	資 本 金	4,383
無形固定資産	37	資本剰余金	19,634
ソフトウエア	24	資 本 準 備 金	1,383
そ の 他	13	その他資本剰余金	18,250
投資その他の資産	12,268	利 益 剰 余 金	1,522
投資有価証券	3,116	その他利益剰余金	1,522
関係会社株式	4,839	繰越利益剰余金	1,522
関係会社長期貸付金	15,521	自己株式	△5
差 入 保 証 金	246	評 価 ・ 換 算 差 額 等	1,375
そ の 他	10	その他有価証券評価差額金	1,375
貸 倒 引 当 金	△11,466	純 資 産 合 計	26,909
資 産 合 計	80,439	負 債 純 資 産 合 計	80,439

# 損益計算書

(平成29年4月1日から) 平成30年3月31日まで)

							(単位:白万円)
	科					金	額
売		上		高			131,006
売	上	J.	京	価			124,124
	売	上	総	利	益		6,881
販	売 費 及	び — #	投 管 理	費			6,457
	営	業	利		益		423
営	業	外	収	益			
	受	取	利		息	90	
	受	取	配	当	金	2,949	
	関係会社	債 務 保 記	証損失引	当金戻力	、額	7,282	
	そ		$\mathcal{O}$		他	51	10,374
営	業	外	費	用			
	支	払	利		息	492	
	為	替	差		損	229	
	貸 倒	引 当	金絲	入	額	5,852	
	そ		$\mathcal{O}$		他	12	6,587
	経	常	利		益		4,210
特	別	7	FIJ	益			
	投 資	有 価	証 券	売 却	益	330	330
特	別	ž	員	失			
	固定	資	産 除	却	損	65	
	過 年 度	<b>沙</b> 第	訂 正 関	連費	用	362	427
₹	说 引	前当	期 純	利	益		4,113
3	去人税	、住民	税及で	ず 事 業	税	241	
3	去人	税	等 調	整	額	3	245
=	当 其	明 .	純	利	益		3,867

# 株主資本等変動計算書

(平成29年4月1日から) 平成30年3月31日まで)

								(丰田・日/川川		
	株 主 資 本							評価・換算差額等		
		資	本 剰 余	金	利益剰余 金			7 O //		
	資本金		その他 資本剰	資本剰	そ の 他 利益剰余 金	自己株式	株主資本合 計	そ有無 有価 で で で で で で で で で で で で で で う き う き う き	評価·換 算差額 等合計	純資産合計
		資本準備金	その他 乗金		無 繰越利益 剰 余 金			差額金	寺台訂	
平成29年4月1日 残高	4,383	1,383	18,721	20,105	△1,874	△5	22,609	774	774	23,383
事業年度中の変動額										
剰 余 金 の 配 当			△470	△470	△470		△941			△941
当 期 純 利 益					3,867		3,867			3,867
自己株式の取得						△0	△0			△0
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額 (純額)								600	600	600
事業年度中の変動額合計	_	_	△470	△470	3,396	△0	2,925	600	600	3,526
平成30年3月31日 残高	4,383	1,383	18,250	19,634	1,522	△5	25,534	1,375	1,375	26,909

# 連結計算書類に係る会計監査報告

# 独立監査人の監査報告書

平成30年5月28日

株式会社UKCホールディングス 取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 小 尾 淳 一 印 業務執行社員 公認会計士 小 尾 淳 一 印 指定有限責任社員 公認会計士 鈴 木 専 行 印 業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社UKCホールディングスの平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

# 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社UKCホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

# 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査報告

# 独立監査人の監査報告書

平成30年5月28日

株式会社UKCホールディングス

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 小 尾 淳 一 印 業務執行社員 公認会計士 小 尾 淳 一 印 指定有限責任社員 公認会計士 鈴 木 専 行 印 業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社UKCホールディングスの平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第9期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

# 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

### 監査役会の監査報告

# 監査報告書

当監査役会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第9期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

- 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
  - ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
  - ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。なお、重要な業務執行における意思決定プロセスの透明化が進められ、内部統制システムの重要な一部として経営者の業務執行を監督すべき取締役会の機能の改善が図られていることを確認しております。
  - ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、その運用について、当期において判明した不適切な会計処理に対して第三者委員会報告書検討委員会から提言された再発防止に係る基本方針及び具体的再発防止策を受け入れ、改善が図られていることを確認しております。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果 会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果 会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年5月29日

株式会社UKCホールディングス 監査役会

常勤監査役 森 田 清 文 ⑩

社外監査役 坂 倉 裕 司 ⑩

社外監査役 戸 川 清 印

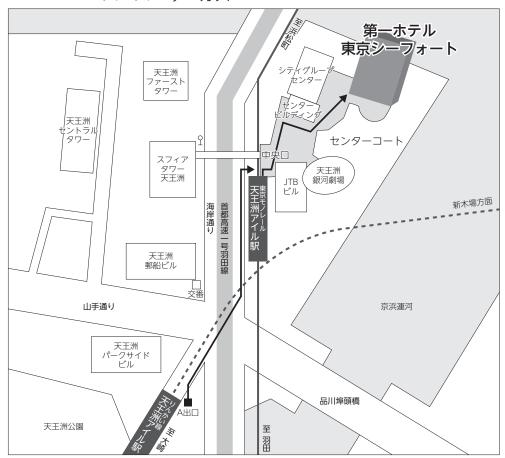
以上

# 株主総会会場ご案内図

会場:東京都品川区東品川二丁目3番15号

第一ホテル東京シーフォート3階

ハーバーサーカス



<交通>

- ◆東京モノレール「天王洲アイル」駅下車 中央□直結
- ◆りんかい線「天王洲アイル」駅下車 A出口から徒歩約4分
- ◆JR「品川」駅 港南□(東□)より都営バスで約5分 「天王洲アイル循環」バス「天王洲アイル」下車 「りんかい線天王洲アイル駅」行きバス「天王洲アイル」下車

駐車場のご用意をいたしておりませんので、公共交通機関をご利用下さい。